



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
9月27日
第550号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則 (DX推進課)	1
○ 訓 令	
※滋賀県電子署名規程の一部改正 (県民活動生活課)	2
○ 告 示	
県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務の委託 (森林政策課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課)	3
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (医療福祉推進課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	3
土地収用法に基づく事業の認定 (監理課)	4
○ 公 告	
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告 (耕地課)	6
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告 (耕地課)	7
公共測量実施公告 (監理課)	7
落札者決定の公告 (びわこポートレース局、警察本部会計課)	7
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (湖北)	8
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (湖北)	8
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (甲賀、東近江)	8

規 則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第54号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則(平成16年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表建築基準法(昭和25年法律第201号)の項の次に次のように加える。

地方税法(昭和25年法律第226号)

第15条第1項、第2項および第4項(第15条の6第3項において準用する場合を含む。)、第15条の6第1項ならびに第46条第1項および第2項

滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)	第27条第2項
滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)	第10条第2項

別表滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例(平成3年滋賀県条例第18号)の項の次に次のように加える。

滋賀県水源森林地域保全条例(平成27年滋賀県条例第6号)	第7条第1項および第4項
------------------------------	--------------

別表滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)の項中「第15条の2第3項」の右に「および第4項」を加え、同表滋賀県収入証紙規則(昭和53年滋賀県規則第20号)の項の次に次のように加える。

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)	第150条の3第2項、第222条第1項および第233条第2項
-------------------------	--------------------------------

別表滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下この項において「規則」という。)の項の次に次のように加える。

滋賀県建設工事執行規則(昭和58年滋賀県規則第30号)	第5条第1項
-----------------------------	--------

付 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第32号

滋賀県電子署名規程(平成18年滋賀県訓令第61号)の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条第10号中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に、「第2条第15号」を「第2条第16号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 立会人型電子契約サービス 県および契約の相手方の指示に基づき、電磁的記録に電子署名を行うサービスを行う。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、契約につき契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、立会人型電子契約サービスを用いて行うことができる。

第4条第1項中「名義は、」の右に「滋賀県知事または」を加える。

第7条第3項中「総合事務支援システム」を「文書管理システム」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

付 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第307号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 滋賀県森林組合連合会
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 大津市大萱四丁目17番30号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 県営(有)林の木材の販売に係る販売代金の徴収事務
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日および当該委託をした日 令和6年9月10日

滋賀県告示第308号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションアイリハ	草津市平井一丁目8-2-402号室	株式会社Reach 代表取締役 小山透	草津市北大萱町785番地1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.10.1	2560690279
指定訪問看護等	守山市吉身三丁目4-22-308	株式会社Lim 代表取締役 山中萌	守山市古高町399-6	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.10.1	2560790236
訪問看護ステーションリハビリラボ	栗東市高野335サンワード101号室	株式会社ソラーレメディカル 代表取締役 伊本悠矢	栗東市高野511番地3	訪問看護 介護予防訪問看護	令和6.10.1	2561290129
レックスエイド	守山市水保町1295番地6水保ビル1階	株式会社レックスエイド 代表取締役 曾和大寛	守山市水保町1295番地6水保ビル1階	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和6.10.1	2570701231

滋賀県告示第309号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ステーションひろし	守山市吉身二丁目9番34号	まるさん合同会社 代表取締役 長谷川二郎	守山市吉身三丁目17番5号	訪問看護 介護予防訪問看護	2560790194	令和6.9.30

滋賀県告示第310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
うらべ在宅クリニック	東近江市横溝町305番地1	病院・診療	浦部博志	令和6.5.1

		所		
あけとみ薬局	守山市木浜町1670番地3	薬局	澤田 幹 仁	令和6.5.1
ユタカ薬局膳所	大津市相模町4番3号	薬局	古川 潤 也	令和6.6.1
アピス薬局彦根店	彦根市中央町3番55号	薬局	中嶋 典 子	令和6.6.1
アピス薬局野洲店	野洲市八夫2077番地2	薬局	大川 裕 紀	令和6.6.1
訪問看護ステーションなでしこ	長浜市港町4番19号	訪問看護	—	令和6.6.1
大津心療内科クリニック	大津市春日町5番17号Y's BLD102	病院・診療所	上田 幹 人	令和6.7.1
すまいる調剤薬局	守山市播磨田町1307番地9	薬局	那須 正 徳	令和6.7.1
エン薬局唐崎店	大津市滋賀里四丁目19番17号	薬局	樋本 佳 吾	令和6.7.1
ウエルシア薬局東近江市子殿店	東近江市市子殿町240番地2	薬局	小野 勇 次	令和6.7.1
訪問看護ステーションフレンドリー大津	大津市柳川一丁目2番18号 ハイツ柳川101号室	訪問看護	—	令和6.7.1

滋賀県告示第311号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	あけとみ薬局	守山市木浜町1670番地3	薬局	澤田 幹 仁	令和6.5.1
育成医療・更生医療	アピス薬局彦根店	彦根市中央町3番55号	薬局	中嶋 典 子	令和6.6.1
育成医療・更生医療	アピス薬局野洲店	野洲市八夫2077番地2	薬局	大川 裕 紀	令和6.6.1
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションなでしこ	長浜市港町4番19号	訪問看護	—	令和6.6.1
育成医療・更生医療	すまいる調剤薬局	守山市播磨田町1307番地9	薬局	那須 正 徳	令和6.7.1
育成医療・更生医療	ウエルシア薬局東近江市子殿店	東近江市市子殿町240番地2	薬局	小野 勇 次	令和6.7.1

滋賀県告示第312号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 起業者の名称 近江八幡市
- 事業の種類 安土コミュニティエリア整備事業(安土コミュニティセンター、市消防団安土分団詰所、市立安土小学校、安土こどもの家、共用駐車場およびこれに伴う附帯事業ならびに農道取付事業)
- 起業地
 - 取用の部分 近江八幡市安土町下豊浦字十六地内
 - 使用の部分 なし
- 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるた

め、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について

申請に係る安土コミュニティエリア整備事業(以下「本件事業」という。)は、市消防団安土分団詰所、市立安土小学校、安土こどもの家、安土コミュニティセンター、共用駐車場、敷地内道路、調整池、農道取付道路および農道転回広場を一体的・複合的に整備するものである。

市消防団安土分団詰所は、近江八幡市消防団規則(平成22年近江八幡市規則第52号)第2条により配置された安土分団が消防の用に供する施設であることから法第3条第19号に該当し、市立安土小学校は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校であることから法第3条第21号に該当し、安土こどもの家は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に基づく第二種社会福祉事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項第2号に規定する放課後児童健全育成事業)の用に供する施設であることから法第3条第23号に該当し、安土コミュニティセンターおよび共用駐車場は、市が設置する公共の用に供する施設であることから法第3条第32号に該当する。

また、敷地内道路および調整池は、本事業のために欠くことができない施設であり、法第3条第35号の通路および池井に該当する。

さらに、農道取付道路および農道転回広場は、本体事業の施行に伴い農道が遮断されるため、この機能を維持するための関連事業として施行するものであり、法第3条第5号の農業用道路その他これに準ずる施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第3条第5号、第19号、第21号、第23号、第32号および第35号に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について

本件事業の起業者である近江八幡市は、本件事業施行に関する基本構想策定業務委託費について令和4年6月近江八幡市議会定例会にて承認を得ているとともに、現地をさらに調査するための地質調査費についても令和5年度当初予算に計上し議決を得ており、その他に必要な事業費については令和6年度当初予算以降、予算要求のうえ議決を得ることを確約しており、本件事業を施行する権能を有する主体と認められる。

したがって、近江八幡市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号(適正かつ合理的な土地利用)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 近江八幡市では、平成31年3月に策定した「近江八幡市第1次総合計画」に基づく各学区の防災拠点となるコミュニティエリアやコミュニティセンターの整備ならびに近江八幡市既存建築物耐震改修促進計画に基づく公共施設の計画的な耐震化を図っている。

また、令和5年3月に改定した「近江八幡市地域防災計画」では、防災拠点を計画的に整備することを災害に強いまちづくりの計画の1つの要とし、市内を11の防災地区(小学校区程度)に区分して、各防災地区に安全な避難場所、避難所、地区防災拠点等を整備することとしている。

本件事業は、各施設の老朽化等に伴い、安土コミュニティセンター、市消防団安土分団詰所、市立安土小学校、安土こどもの家(放課後児童クラブ)および共用駐車場を一体的、複合的に整備し、防災教育・協働のまちづくり、学校教育、社会教育、子どもたちの健全育成など各施設に求められる機能を整備しつつ、各施設の有機的な連携による相乗効果により、「近江八幡市地域防災計画」に基づく防災機能を備えた避難施設として、また、現地本部等の機能を備えた地区防災拠点として整備するものである。さらに、消防団の活動拠点も一体整備することにより、地域防災力の向上をはじめ、コミュニティ活動の促進・特色ある地域社会の形成を図り、安土学区の魅力的なまちづくりのための総合的な拠点を構築するものである。

安土コミュニティエリアの整備により、各施設の現状の課題は全て同時解決され、各施設を一体的・複合的に整備し、有機的に連携させることで災害等に対する新たな機能を発揮しつつ、共用施設を有効利用することにより合理的な土地利用が期待される。さらに教育環境の充実、社会教育事業への市民参加の促進、高度化する市民の学習要望に対応した社会教育事業の展開の活発化、放課後児童クラブに通う子どもたちの健全育成等といった幅広い住民サービスの向上が図れるものとされている。

また、敷地内道路および調整池を附帯事業として併せて整備することにより、大雨の際に起業地の下流の河川や水路の流下能力が超過することなく、従来の機能を維持させることができると共に、地区防災拠点としての機能を最大限に発揮することができるとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 起業地は都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化調整区域である。また、農業振興地域に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農業振興地域であり、かつ農業振興地域整備計画における農用地区域に位置付けられているが、本区域を編入するに当たっては、法第18条第2項第5号の規定に基づく意見回答にて近江八幡市農業振興課および都市計画課からの編入同意も得ており、農地の転用についても公共の利益のためやむを得ないものと認められる。

併せて、関連事業として農道取付道路および農道転回広場を整備することで農業者の農業経営上不可欠な農道の従来の機能維持が図れるものとされている。

加えて、史跡等文化財への影響は適正に処理するとされており、自然環境等への影響は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は限定的であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業の起業地の選定に当たっては、安土学区の中心地で市街化区域内での整備を検討されたが、まとまりのある用地が無いため、市街地に隣接する市街化調整区域内の農地を検討の対象として3候補地を選定し、防災施設としての適正や施工性、経済性等の様々な観点から総合的に比較検討した結果、最も適切であると認められる起業地が選定されたものであることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められ、事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号(公益上の必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 近江八幡市においては災害時の備えとして、防災地区のコミュニティセンター、小学校等を一体的・複合的にコミュニティエリアとして整備し、避難スペースの確保や災害時の避難生活を健康に過ごすために求められる水や電気、トイレ等の必要な機能を備えた地区防災拠点の整備を順次進めており、起こり得る災害に備え、早期に整備していくことが求められており、本事業の実施により、各施設の現状の課題(避難施設を備えた地区防災拠点の整備、耐力度が基準を満たしていない状態にある建物、老朽化、駐車場不足、コミュニティ活動の制限、放課後児童クラブの狭隘化等)は全て同時解決されるとされている。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、施設を集約して整備することで、駐車場等を共用化するなど合理的な土地利用が図られることから、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全面的かつ恒久的な土地利用に供されるものであり、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 近江八幡市都市整備部安土コミュニティエリア整備推進室

公 告

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営杉野地区土地改良事業(中山間地域農業農村総合整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 縦覧に供する書類 変更後の県営杉野地区土地改良事業(中山間地域農業農村総合整備事業)の計画の概要
- 縦覧期間 令和6年9月27日から令和6年10月28日まで
- 縦覧場所 長浜市産業観光部田園整備課および長浜市産業観光部北部産業振興課
- 意見書の提出の方法等
 - 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名(法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)ならびに意見の内容

(3) 意見書の提出期限および提出先

ア 提出期限 縦覧期間満了の日

イ 提出先 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課 〒526-0033 長浜市平方町1152-2

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営姉川沿岸地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営姉川沿岸地区土地改良事業変更計画概要書
- 2 公告期間 令和6年9月27日から令和6年10月4日まで
- 3 掲示場所 長浜市産業観光部田園整備課および米原市まち整備部農政課

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 高島市安曇川町長尾、安曇川町上古賀
- 3 作業の期間 令和6年8月29日から令和7年1月17日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長 藤山 健人から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 東近江市永源寺相谷町、永源寺高野町
- 3 作業の期間 令和6年9月17日から令和7年3月23日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の期間 令和6年9月17日から令和7年3月31日まで

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 びわこモーターボート競走場消波装置更新業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこボートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月11日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 ヤマト発動機株式会社 代表取締役社長 後藤仁 群馬県太田市六千石町214番地

- 5 落札金額 107,000,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年8月9日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 運転免許証マイナンバーカード一体化システムの賃貸借(搬入等を含む。) 一式
 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
 3 落札者を決定した日 令和6年8月28日(水)
 4 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉義一 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
 5 落札金額 462,660,000円
 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和6年6月14日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第15号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年9月27日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ORANGE	長浜市曾根町1248番地	田中ケアサービス株式会社 代表取締役 山崎和美	長浜市祇園町278番地5	通所介護	令和6.10.1	2570301776

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年9月27日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
障がい者居宅介護支援事業所あたらす	長浜市高月町落川155番地3	株式会社クレセント	長浜市小堀町314番地3	居宅介護	令和6.10.1	2510300821

滋賀県甲賀健康福祉事務所告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年9月27日

滋賀県甲賀健康福祉事務所長 松 原 峰 生

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
サービスセンターれがーと	湖南市西峰町1-1	社会福祉法人グロース理事長 牛谷正人	近江八幡市安土町下豊浦4837-2	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2512300035	令和6.9.30

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年9月27日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
近江温泉病院訪問介護センターひまわり	東近江市百済寺本町1-11	医療法人恒仁会	東近江市北坂町966	居宅介護 重度訪問介護	2510500206	令和6.9.30

